第二十一条の五の十五第二項第二号	障害児入所施設	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。以下この項において同じ。）
第二十一条の五の十五第二項第三号	第二十一条の五の十八第一項	第二十四条の十二第一項
	第二十一条の五の十八第二項	第二十四条の十二第二項
	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準
	障害児通所支援事業	障害児入所施設
第二十一条の五の十五第二項第六号	第二十一条の五の二十三第一項の	第二十四条の十七の
	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
	指定障害児通所支援事業者の	指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下この号において同じ。）の
	当該指定障害児通所支援事業者	当該指定障害児入所施設の設置者
第二十一条の五の十五第二項第九号	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の十七
	第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出	第二十四条の十四の規定による指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該辞退
第二十一条の五の十五第二項第十号	第二十一条の五の二十一第一項	第二十四条の十五第一項
	第二十一条の五の二十三第一項	第二十四条の十七
	第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出	第二十四条の十四の規定による指定の辞退
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該辞退
第二十一条の五の十五第二項第十一号	第二十一条の五の十九第二項	第二十四条の十四
	事業の廃止の届出	指定の辞退
	当該事業の廃止について	当該指定の辞退について
	当該届出	当該辞退
第二十一条の五の十五第二項第十二号	障害児通所支援	障害児入所支援

第二十七条の十二中「次の」を「第二十五条の十三の」に、「同条の」を「法第二十四条の二十二の」に改め、同条の表を削り、同条を第二十七条の十四とする。

第二十七条の十一第一項中「第二十四条の二十第二項第一号ただし書に規定する当該施設給付決定保護者」を「第二十四条の二十第二項第一号に規定する当該入所給付決定保護者」に、「に与える影響」を「の負担能力」に改め、「及び第五十条の八」を削り、「障害児施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）」を削り、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第四号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、同条第二項中「施設給付決定保護者の」を「入所給付決定保護者の」に、「施設給付決定保護者（支給決定に係る障害児が指定知的障害児施設等に通う場合を除く。以下この条において同じ。）の障害児施設医療負担上限月額」を「入所給付決定保護者の障害児入所医療負担上限月額」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「指定施設支援（障害児施設医療」を「指定入所支援（障害児入所医療」に、「第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額の合計額に九十分の百（法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額」を「第二十四条の二第二項第一号に掲げる額」に改め、同項第二号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十七条の十三とする。

第二十七条の十第一項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同項第四号中「（昭和三十五年法律第三十七号）」を削り、同項第九号中「（平成十六年法律第百六十七号）」を削り、同条第二項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「障害児施設医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）」に改め、同項第一号中「（大正十一年法律第七十号）」を削り、同条を第二十七条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条の十二　法第二十四条の十九の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条の五の二十五第一項	第二十一条の五の十七第三項	第二十四条の十一第三項
第二十一条の五の二十五第二項第一号	掲げる指定障害児通所支援事業者	掲げる指定障害児入所施設（第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下この条から第二十一条の五の二十七までにおいて同じ。）の設置者
	の指定障害児通所支援事業者	の指定障害児入所施設の設置者
第二十一条の五の二十五第二項第二号	障害児通所支援事業所	障害児入所施設（第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。次条において同じ。）
	指定障害児通所支援事業者	指定障害児入所施設の設置者